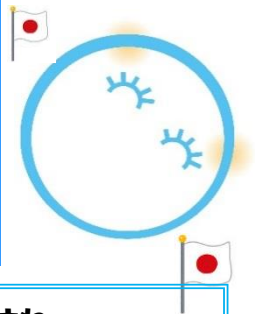


すかはらライフケア通信

発行 菅原建設株式会社ライフケア事業部 Vol.12



年号が「平成」から「令和」へ改元となりました。両天皇陛下は退位・即位式と大変なことですね。うん？両天皇？天皇陛下はお1人ですよ。平成天皇と令和天皇の両陛下が…と一般庶民だと思ってしまうかもしれませんが、天皇はその瞬間瞬間はお1人なのですよ。さらにさらに、平成天皇でも令和天皇でもないので。今上陛下(きんじょうへいか)と現役の時は呼称されるそうですよ。のちのち〇〇天皇と皇室内の儀式として先帝に諡号を贈るそうです。明治天皇が「一世一元の詔」を発布されて以来3代の天皇陛下は元号と同じ諡号を贈られたのでそう呼ばれるようになっているそうです。法によって定められた元号ではなく新天皇陛下の裁量で自由に決めていいそうですよ。(この情報は、はなたかさんでは…)

庶民目線ではすでに平成天皇陛下と令和天皇陛下になってしまってますね(笑)

今回のライフケア通信では改元とつながりということで、**2018年介護保険改正のポイント**をおさらいしていきたいと思います。Checkです!!



2018年介護保険法改正のまとめ 5つのポイントを再確認しましょう！

1	自己負担の見直し最大3割の自己負担
2	福祉用具レンタル価格を適正化
3	収入に応じた保険料
4	新しい介護保険施設『介護医療院』の創設
5	地域共生社会の実現に向けた『共生型サービス』



1.自己負担額の見直し	
年金収入等	負担割合
340万円以上	3割
280万円以上	2割
280万円未満	1割

2.福祉用具レンタル価格を適正化

介護保険法では、福祉用具のレンタル価格は、レンタル事業者が自由に決めてよいとされています。そのため、同じ福祉用具でも、レンタルする事業者によって価格が変わってくるというのが現状でした。

それ自体は悪いことではないのですが、事業者のなかには、レンタルの適正価格を知らない利用者に対して、不当なまでに高額な料金設定をする者もあり、問題となっていました。

そこで以下の3つの対応が取られることになりました。

- ① 商品ごとの全国平均の貸与価格を公表
- ② 商品ごとの貸与価格の上限を設定
- ③ 機能・価格の異なる複数商品の提示を義務付け



3.収入に応じた保険料

介護納付金における総報酬割の導入。これによって40～64歳の被保険者による負担が収入に応じて変わることになります。3割自己負担の導入にもいえることですが

「高所得者がより多く負担する仕組み」がいつそう強化されたといえます。

続きは裏面へ



4. 「介護医療院」の創設

4つめのポイントは、新しい介護保険施設となる「介護医療院」の創設です。「介護医療院」とは長期にわたって療養が必要な要介護者に対して、医療や看護・介護・生活上の世話をを行うことを目的とする施設です。これまで公的な介護保険施設には、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（介護療養病床）の3つがありましたが、このうちの**介護療養病床の転換先になるのが介護医療院**です。

5. 地域共生社会の実現に向けた共生型サービス

地域共生社会の実現に向けたさまざまな規定のひとつである「**共生型サービス**」とは、**高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするための新しいサービスの形**です。これまで、障害者と高齢者は、別々の事業所でサービスを受けなければいけませんでした。今回の改正によって、**障害福祉サービス事業所等でも、介護保険事業所としてサービスを提供することができるようになります。（65歳以上の障害者に今まで無かった負担割合が発生するなど問題も起きてます。）**障害者福祉と介護福祉のサービスは今後統合されていくのでしょうか。さらに他にも様々な改革が…下に続く↓↓↓

地域共生社会実現に向けて キーワード『丸ごと』『我が事』すがはらの見解

地域共生社会の実現に向けて

人口減少や国の財政を考慮すると今の社会福祉制度を続けるのはもはや限界にきていると言ってもいいでしょう。様々な**支援制度の縦割りから『丸ごと』への転換、他人事を『我が事』**と考え地域住民の地域活動への参画が必要不可欠。しかもそれが目前まで迫っている。そういうことなのです。

「なんだよ～、国の役割を地方行政に押し付けるのか。それで改革と言えるのか、ブーブー!!」と言っていることが既に他人事のままで我が事になっていないのかもしれない。真剣に地域の社会福祉制度をゼロから考える必要があるのです。言うなれば、厚生労働省が発表した概要に含まれている包括的な相談イメージを具体的に計画し予算を数値化しそれを国へ請求出来るレベルの制度・組織を構築する必要があるのでしょう。

・・・
・・・
・・・

ちょっと待ってください!!

包括的な相談の大枠は『まちおこし』『産業』『農林水産』『土木』『防犯防災』『社会教育』『環境』『交通』『都市計画』など、その中の一部に『介護保険制度も含まれている』と見れます。他には『放棄耕作地』『保育・子育て』『DV』『犯罪被害者』『児童相談』『難病』『障害者』etcきりがありません。だって『丸ごと』なのですから!!

でもでも、これって今ある行政の仕組みを全て

ワンストップで受付する組織ということになりませんか？

対応できる人って世の中にいるのでしょうか？

コホン・・・^_^;

深読みするとやはり我が事が他人事になりそうなのでやめましょう。

まずは**身近にできることから一緒に始めませんか。**

菅原建設は富山の麓である立山町で50年以上に渡り仕事をしてまいりました。そのノウハウを介護の場で活かせる事があると考えています。介護住宅改修はもとより、簡単な住まいの悩みは家族構成・年齢問わずあると思います。**福祉用具・住宅の悩み『丸ごと』お気軽にご相談ください!!**

介護事業に参入して3年になりますが

他業種からの参入だからこそ見えることもあると感じています。

そしてこの3年の経験がこれからの地域共生社会の実現に向けての一助としてお役に立てると

と思っています。**地元企業だからこそ他人事は『我が事』**になりえるのではないのでしょうか。

一緒に住みよい地域を作っていきましょう!!これからよろしくお願い致します。

菅原建設株式会社ライフケア事業部一同

